

温故和楽会会則

(名称)

第1条 本会は、温故和楽会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、邦楽、邦舞の技術向上と普及発展に努め、文化の高揚に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 定期演奏会 毎年1回本会主催により演奏会を行う。
- (2) 臨時演奏会・鑑賞会 必要に応じて随時行う。
- (3) 文化的、福祉的事業への協賛
- (4) 研修会、研修旅行等の実施 必要に応じて随時行う
- (5) その他必要と認められる事業

2 演奏会規定については別に定める。

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 会 員 本会の目的に賛同するとともに、第6条に定める条件を満たす者。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、援助する個人及び団体等。

(入会)

第6条 本会に会員として入会を希望する者は、親師匠又は理事の推薦を得て、会長に入会申請を行い、三役会及び理事会の承認を受けるものとする。あるいは、所定の書面を提出し、三役会の審査を経て理事会の承認を受けるものとする。

2 本会の賛助会員になろうとする者は、会長に入会申請を行い、三役会及び理事会の承認を受けるものとする。

(退会)

第7条 会員・賛助会員が退会しようとするときは、会長に届出るものとする。

(除名)

第8条 会員・賛助会員に次の行為があったときは、三役会及び理事会の議決により除名することができる。ただし、次の

(2)(3)の場合、三役会において議決する前に原則として、当該会員・賛助会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費の納入を継続して2年以上滞納したとき。
- (2) 本会の名誉を著しく毀損したとき。
- (3) 会員としてふさわしくない言動が著しいとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 若干名

(役員を選任)

第10条 会長、副会長は、理事の中から三役会の推薦により、理事会の審議を経て総会にて選出する。

2 事務局長、監事は、会員の中から三役会及び理事会で推薦し、会長が指名する。

3 理事は、出演登録社中の社主及び個人会員の中から三役会及び理事会で推薦し、会長が指名する。その社中は社中登録から3年以上が経過し、かつその間社中として温故和楽会の活動を継続して行っている社中とする。個人会員は、入会から3年以上が経過し、かつその間会員としての活動を継続的に行っている者とする。

4 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、三役会及び理事会の議決により当該役員を解任することができる。この場合、三役会で議決する前に原則として、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反で、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を統括代表し、会議の議長を務める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- (3) 事務局長は、会務の企画運営にあたる。
- (4) 理事は、本会の運営に責任をもって参画しなければならない。疾病・事故等で長期にわたってその職務を務めることができなくなった場合には、会長にその旨を報告しなければならない。
- (5) 監事は、会計並びに事業の執行を監査する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第13条 本会に(削除)顧問を置くことができる。顧問は、三役会及び理事会の議決により推戴する。

- 2 顧問は、会長・副会長を退任した者、あるいは専門知識や資格を有し、会の運営に助言ができる者とする。
- 3 顧問の仕事は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(総会)

第14条 総会は、毎年1回開催し、会長が招集する。ただし、必要がある場合は、臨時総会を開催することができる

- 2 総会は、会員をもって構成し、出席者の過半数により決する。
- 3 総会の定足数は、会員の二分の一以上とする。書面・委任状・代理人による出席は、これを定足数に加えるものとする。
- 4 会員の三分の一以上の書面による要求があるときは、会長は総会を招集しなければならない。

(理事会)

第15条 理事会は、会長、副会長、監事、理事及び事務局長をもって構成し、会長が招集する。

- 2 理事会は、必要に応じて開催し、三役会の決議事項や、会務の執行に関する事項を審議する。
- 3 監事は、理事会の議決権をもたない。

(三役会)

第16条 三役会は、会長、副会長、事務局長をもって構成し、会長が招集する。

- 2 三役会は、必要に応じて開催し、会務の執行に関する基本方針や執行に関する事項を決定する。

(事務局及び事務局員)

第17条 本会に事務局員を置くことができる。

- 2 事務局員は、会長が指名する。
- 3 事務局員の任期は2年とする。
- 4 事務局内に会計担当者を置く。

第18条 事務局の事務の執行にあたっては、事務局内規を別途定める。

第19条 事務局長及び事務局員に手当てを支給することができる。

(会計)

第20条 本会の経費は、会費、入会金、寄付金及びその他をもってこれに充てる。

(1)会 費 会 員 年額 2,000円

ただし、中学生以下の会員からは、会費を徴収しない。

賛助会員 年額10,000円

(2)入 会 金 会 員 入会時3,000円

ただし、中学生以下の会員からは、入会金を徴収しない。

(3)出演会費 会員は演奏会の都度、必要な経費を負担するものとする。

(4)会費納入 会員は、毎年4月30日までに社中毎に取りまとめて会費を納入することとする。出演登録社中に所属していない会員は、個別に毎年4月30日までに会費を納入することとする。

(5)会計帳簿 会計帳票類及び信憑書類は、その決算が承認された総会から5か年は、それを保管しなければならない

(6)そ の 他 納入済みの会費は、原則として払戻しない。

2 顧問からは、会費を徴収しない。

第21条 会長・副会長・事務局長・監事ならびに事務局員が、会務で必要な経費を必要とするときは、その実費を支給することができる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

(表彰及び慶弔見舞)

第23条 会員・顧問に対する、表彰及び慶弔見舞は、次のとおりとする。

(1) 表彰

- ① 本会に功労のあった者は、三役会及び理事会の議決により表彰することができる。
- ② 30年以上会員であった者は、三役会及び理事会の議決により表彰することができる。
- ③ 芸術・文化活動に係わる叙勲、褒章、大臣表彰、県功労者表彰、県総合表彰及びこれらと同等と会長が認める表彰を受けたとき

祝金 10,000円

(2) 死亡 会員・顧問 生花 1基

2 前項各号についての返礼は、一切行わないものとする。

(会則の変更)

第24条 本会則の変更は、総会において議決しなければならない。

(委任)

第25条 この会則に定めるものの他、この会の運営に必要な事項は、三役会及び理事会の議を経て会長が定める。

附 則

本会則は、昭和63年2月7日より施行する。

平成 6年2月27日 一部改正

平成 9年3月18日 一部改正(第18条)

平成10年3月22日 一部改正

平成14年3月17日 一部改正(第14条、第18条)

平成18年3月19日 一部改正(第8条、第11条、第15条)

平成20年3月30日 一部改正(第18条)平成19年11月9日から適用

平成24年3月25日 一部改正(第2条)平成24年3月25日から適用

平成29年3月26日 一部改正(第18条)平成29年3月26日から適用

平成31年3月24日 一部改正(第10条、第12条、第22条)平成31年3月24日から適用

令和4年3月20日 改正 令和4年4月1日から適用

令和5年4月16日 一部改正(第10条)令和5年4月16日から適用

本会則の運用上の疑義が生じた際は、三役会・理事会で協議を行う。